

「感染症対策の見直しについて」の概要

新たな感染症の二類感染症への追加

- 鳥インフルエンザA（H7N9）（※1）を二類感染症とすることで入院措置等を引き続き可能とする。
- 中東呼吸器症候群（※2）を二類感染症とすることで入院措置等を可能とする。
 - ※1 指定感染症としての指定は、H27.5.6に失効予定。
 - ※2 今後、指定感染症として指定予定。

感染症に関する情報の収集体制の強化

<知事による検体等の提出要請・採取措置等の創設>

- 知事（緊急時は厚労大臣）による検体等の提出要請（全ての感染症が対象）及び検体の採取措置（迅速な危機管理体制の構築が必要な感染症が対象）を創設。検体の採取措置に係る手続を整備。
- 知事が入手した検体等について、知事による検査、検査基準の策定、厚労大臣の知事に対する提出の求め等を規定。

<検体等の定点医療機関等からの収集>

- 五類感染症のうち遺伝子型等の解析が重要なものについて、知事が指定する医療機関又は衛生検査所から、知事に対して検体等を提供。
- 知事に提供された検体等について、知事による検査、検査基準の策定、厚労大臣の知事に対する提出の求め等を規定。

<侵襲性髄膜炎菌感染症及び麻しんの医師による届出方法の変更>

- 侵襲性髄膜炎菌感染症及び麻しんについて、医師に対して、氏名・住所等の個人が特定できる情報を直ちに届け出ることを義務付け。

その他

<多剤耐性結核菌の病原体等管理規制の対象範囲の見直し>

- 結核菌について、三種病原体等として規制される範囲を一次抗結核薬のみならず二次抗結核薬にも耐性を有するものに限定。

<実験により感染した動物の獣医師の届出対象からの除外>

- 試験・研究を目的として人為的に感染させた動物については、獣医師の知事に対する届出を不要とする。